

重度障がい者に必要な在宅介護のあり方に 関する論点整理

重度障がい者に必要な在宅介護のあり方に関する論点整理

重度障がい者に必要な在宅介護のあり方に関する論点

- 論点1 重度訪問介護の個別的な支給決定
- 論点2 重度訪問介護の公平な支給決定
- 論点3 重度訪問介護の利便性
- 論点4 重度障がい者を支える介護人材
- 論点5 重度障がい者の社会参加や余暇活動
- 論点6 重度障がい者が地域で安心・安全に暮らすことができる環境整備

重度障がい者に必要な在宅介護のあり方に係る論点整理図

【論点1】

重度訪問介護の個別的な支給決定

○ 一人一人の個別事情に応じて、真に必要な介護時間数を定めることができる支給決定方法の検討が必要(非定型)

(委員意見)

- ・ライフスタイルから数値化できない介護量をどう積算するか
- ・生活実態の多様性や他制度(PAや訪問看護等)の利用状況などに応じて時間数をどのように決定するか

【論点2】

重度訪問介護の公平な支給決定

○ 障がい状況や介護時間数の必要性が同等と認められる場合などについて、支給決定可能時間数に差が生じないように、公平かつ客観的な支給決定方法の検討が必要

(委員意見)

- ・現行の720時間の対象者要件は不公平
- ・公的サービスであるため、公平性と客観的な観点が必要

【論点3】

重度訪問介護の利便性

○ 重度障がいのある方にとって利便性の高いサービスのあり方の検討が必要

(委員意見)

- ・他の訪問系サービスとの併給基準の検討や、日中活動系サービス、他制度(訪問看護等)との関係性の整理などが必要

【論点4】

重度障がい者を支える介護人材

○ 利用者にとって重度訪問介護の提供事業所がなかなか見つからず、提供事業所(介護人材)が不足している

(委員意見)

- ・新規利用者を受け入れできない実態の検証などが必要

【論点5】

重度障がい者の社会参加や余暇活動

○ 在宅介護のあり方と併せて、重度障がい者の社会参加(日中活動系サービスの利用や一般就労等)や余暇活動のあり方の検討が必要

(委員意見)

- ・人の生き方という観点から就労系サービスの活用や支援のあり方の検討が必要

【論点6】重度障がい者が地域で安心・安全に暮らすことができる環境整備

○ 重度障がい者が地域で安心・安全に暮らすことができる環境をどのように作るか、幅広い観点から検討が必要

(委員意見)

- ・障害福祉サービスの制度について、広く知られていない場合がある(入院時コミュニケーション等)
- ・福祉制度の地域間格差の解消が必要

第1回検討会の議論における主な意見による論点整理表①

1 重度訪問介護の個別的な支給決定		発言者(議事録)
(1)	現在の支給審査基準を多くの障がい当事者の一人一人に合わせていくと、必ずしも健康・生命維持ができる支給決定ではないと感じる。	岡本委員(P14)
(2)	非定型と言っても、市町村で様々な方法があるが、その判断基準が画一的なものにならず、適切に一人一人にあった支給決定ができる仕組みになってほしい。	岡本委員(P14)
(3)	対象者を限定するのではなく、今までの支給決定者から、例えば450時間の支給決定者の状態像のモデルを想定することもできるのではないか。	岡本委員(P15)
(4)	相談支援専門員としてサービス等利用計画を作成するにあたり、画一的な時間数ではなく、個別に本当に必要な時間数が支給されるような、非定型による支給決定方法が望まれる。	小谷委員(P18)
(5)	本人の意思とは関係なく、介護する家族の状況、日中活動場所の受入状況等により、在宅での支援状況も変化するため、定型の支給決定のあり方も検討しつつ、個別の事情を考慮した非定型の支給決定のあり方の検討も必要となるのではないか。	窪田委員(P19)
(6)	介護量は障がい当事者の生活に対する想いやライフスタイルの自己選択により、数値化できない面があり、それが定型の限界であり、非定型を必要とする理由の一つである。	田中委員(P23)
(7)	重度訪問介護は公費による障がい福祉サービスである以上、公平性や客観性という観点が求められるが、一方障がい当事者の方の生活実態の多様性にも応えなければならず、相容れない2つの考え方を調整しなければならない。	田中委員(P23)

2 重度訪問介護の公平的な支給決定		発言者(議事録)
(1)	現在の720時間の支給決定要件に不公平感があるため、今後、基準等の見直しを図るのであれば、そのようなものにならないようにすることが重要である。	竹田委員(P18)
(2)	720時間の2類型の要件に該当しない方でも、実際に720時間の介護時間数を必要としている方はいる。	小谷委員(P18)
(3)	後天的な障がいでも24時間人工呼吸器を利用され、720時間の2類型の要件に該当する方と同じような状態像であるにもかかわらず、介護時間数が違うというのは不公平感が確かにある。	高波委員(P20)
(4)	2類型の支給要件を満たす人に744時間(31日ベース)の支援が必要であることは否定できないが、2類型の支給決定要件を満たさない人に744時間の介護が必要ないということは論理的に説明できない。	田中委員(P23)

第1回検討会の議論における主な意見による論点整理表②

3 重度訪問介護の利便性		発言者(議事録)
(1)	現在の支給審査基準において、31日ベースの支給決定という観点が漏れている。	岡本委員(P15)
(2)	現在の支給決定は30日ベースであるため、31日ベースでの支給決定にしてもらいたい。	小谷委員(P18)
(3)	医療的ケアが必要な方の在宅支援を検討するうえで、障害福祉サービスだけではなく、医療保険の訪問看護の利用も含めて考えていく必要があるのではないか。	竹田委員(P18)
(4)	札幌市はパーソナルアシスタンス制度を利用することで、720時間まで介護時間数を延伸することが可能だという見解を示すかもしれないが、本来重度訪問介護で介護時間数は保障されるものであり、パーソナルアシスタンス制度で回避しているようにも考えられるため、その部分についても検討していきたい。	小谷委員(P19)
(5)	家族が同居している場合、食事介助や入浴介助のみで短時間(1~2時間)の利用日もあり、重度訪問介護と居宅介護の併給を認めてもらいたい。	太田委員(P21)
(6)	重度訪問介護と行動援護が併給できないため、重度訪問介護の使い勝手のバリエーションが増えないという意見が、親の会などからもある。	山本委員(P22)
(7)	重度訪問介護では通勤、通学利用の制限があるが、入院中の利用も一部認められたこともあり、支給量ではなく、使い道や質の部分問い直す検討もできればと思う。	田中委員(P23)

4 重度障がい者を支える介護人材		発言者(議事録)
(1)	実際に時間数が拡大されても、支援できる事業所が見つからないという問題もあるため、実態調査などで、事業所が見つからない、受け入れができない実態なども合わせて検証すべきと考える。	窪田委員(P20)
(2)	支援する家族の高齢化など状況にも着目した実態調査が望まれる。	山本委員(P22)

第1回検討会の議論における主な意見による論点整理表③

5 重度障がい者の社会参加や余暇活動		発言者(議事録)
(1)	就労系事業所の職員の立場から、重度訪問介護の時間数の考え方以外にも、人としての生き方という観点より、重度障がいのある方への就労系サービスの活用や支援のあり方を考えていきたい。	妻倉委員(P16)

6 重度障がい者が地域で安心・安全に暮らすことができる環境整備		発言者(議事録)
(1)	どこで暮らしていても、障がいのある方が自立した生活が送れるように、福祉制度の地域間格差の解消が求められる。	小山内委員(P16)
(2)	重度訪問介護における入院中の意思疎通支援等について、医療機関側が把握していない場合があり、安心して入院できる環境が整っていないと感じる。	小山内委員(P25)